

令和6年度

事業計画書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

社会福祉法人聖ヨゼフ会

聖ヨゼフ医療福祉センター

医療型障害児入所施設「聖ヨゼフ整肢園」

福祉型児童発達支援センター「ひばり学園」

障害児相談支援事業「ひばり学園」

医療型障害児入所施設「麦の穂学園」

障害福祉サービス（療養介護）「麦の穂学園」

障害福祉サービス生活介護事業「くぬぎ」

特定相談支援事業「楓」

障害福祉サービス事業（短期入所）

在宅心身障害児（者）療育支援事業

令和6年度社会福祉法人聖ヨゼフ会事業計画

基本理念： 私たちは、キリストの教えに従い生命と人権を大切にします。

私たちは、知識と技術の研鑽に努め、障害をもつ人々に最善の支援を行います。

基本方針： 1. 優しい言葉と笑顔の対応で命の希望を与えます。

2. 障害児者に安全な医療、療育、介護を提供し、地域に貢献します。

3. 人材の育成に努力し安定したサービスの向上に努めます。

1. 社会福祉法に基づいた法人定款に従い、「公益性・非営利性を確保し、社会に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人」として施設運営に努めます。

(内 容)

- 1) 経営組織のガバナンスの強化に努めます。

* 議決機関としての評議員会機能の活用

* 理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の順守

* 財務会計に係るチェック体制の整備

- 2) 事業運営の透明性と地域における公益的な取組の向上に努めます。

* 財務諸表の公表の順守

* 施設の特性を活かした障害児者福祉サービスの提供

変化する利用者のニーズを把握し、その需要に対応する柔軟性を持ち、障害児子育て支援、短期利用、障害児者の災害時支援の整備等

- 3) 財務規律の強化に努めます。

* 経理規程の順守

* 「社会福祉充実残額」の明確化と「充実計画」の作成及び実施

* 内部留保の明確化

- 4) 行政の関与の在り方に努めます。

* 都道府県による財務諸表の収集・活用、国による全国的なデータベースの整備

* 国・都道府県・市との連携を推進

2. 「障害者総合支援法」に基づいて法令の遵守と内容に即応した施設機能の充実と地域への公益に貢献できるよう努力します。

- 1) サービス（医療・療育）の専門性、人権の尊重、個別性、障害の特性に応じた個々のニーズに基づく支援機能の充実（特定相談支援事業）と職員の研鑽等を図ります。

- 2) 「障害児・者虐待の防止、養育支援等」の法律を遵守し、その研鑽に努力します。

- 3) 法令遵守の面から常に働き方改革等の法令に則った就業規則等の見直しを図ります。

3. 医療、福祉行政の変動の中で、地域行政の制度、要望等へ参画、協力し、地域利用者のニーズに応えられるよう人材確保に努力します。

- 1) 人材確保の困難な現状の中で、「きょうと福祉人材育成認証制度」、施設紹介（ホームページ）等の利用率の向上、地域との交流に努め、専門職員（医療職・介護職）の確保とその育成に努力し、施設利用者に適切な医療、療育が提供できる施設基準を保つよう努力します。
 - 2) 職員の働き方、交流、助言等について協力し合い、各自の向上と働きやすい職場の構築に努力します。
 - 3) 福祉サービス第三者評価受診の結果に基づいて更なる向上に向け努力します。
 - 4) 診療報酬、障害福祉サービス（療養介護・生活介護）等の基本報酬等の改定に向けて常に減収対応についての方策に努力します。
4. 京都市より受託している下記の事業を継続し効率的な運営に努力します。
*地域療育等支援事業
5. 施設整備計画事業
- 1) 7号棟(旧マリア養護学校)の大規模の改修を行います。経営面においてかなり厳しい状態になっているため、極力経費を抑えながら進めます。施設は、1階に「くぬぎ」を移転、2階に北支援学校の分校と会議室、3階に休憩室を作る予定です。
 - 2) IT化については、まずリハビリテーション科にリハメイトを導入しました。今後、事務部の整備を進め、その後、電子カルテを導入していく予定です。
 - 3) その他 建物・備品等の老朽化に伴う急な修理、医療機器の購入、緊急を要する補修工事等（各施設予算書に計上）
6. 通所事業については、昨今の世情の変化や補助金の減額等により、事業継続が困難になりつつあります。
児童発達支援センターに関しては、令和6年度からその機能・運営が大きく強化されることになり、当初、「ひばり学園」は閉園する予定でしたが、当面継続することになります。
生活介護事業「くぬぎ」については、支援加算の単位数が時間数による加算に変更されることになり、厳しくなるようです。
7. 公益事業
高齢者の介護保険制度は確立しているが、小児在宅医療については未整備です。地域の間接施設医療機関として、訪問看護事業をはじめます。
8. 行政の障害児・者施策の方針に沿った運営方針への対応に努めます。特に在宅支援（短期入所事業）の充実と強化に努力します。
地域、関連施設等との連携を深め地域のニーズに対応できるよう努めます。